

境だより



雨水利用補助制度

補助対象 雨水の有効利用や防災対策の観点から、雨水利用簡易貯留施設を設置される方に補助金を交付します。

▽下水道に接続し不要になつた浄化槽を雨水利用簡易貯留施設に転用する方

補助金額 当該清掃および工事に要する経費の2分の1の額または、8万円のいずれか少ない額（1世帯1基まで）

▽簡易貯留施設を新たに設置する方

補助金額 当該設置の購入および工事に要する額の2分の1の額または、2万5000円のいずれか少ない額（1世帯2基まで）

(1世帯2基まで)

▽生ごみ処理機

微生物を投入し、手動または電動でかくはんすることにより、生ごみの分解を促進させ、一部をたい肥等にする機器または、微生物等は投入せず、生ごみを熱風で乾燥し減量させる機器

▽下水道に接続し不要になつた浄化槽を雨水利用簡易貯留施設に転用する方

▽簡易貯留施設を新たに設置する方

域において既設の単独処理浄化槽又は汲み取り便所を廃止し、合併処理浄化槽を設置しようとする方。ただし、住宅の新築や全部の改修の方は除きます。

▽単独処理浄化槽

肥料等にする機器または、微生物等は投入せず、生ごみを熱風で乾燥し減量させる機器

▽合併処理浄化槽

肥料等にする機器または、微生物等は投入せず、生ごみを熱風で乾燥し減量させる機器

▽合併処理浄化槽

肥料等にする機器または、微生物等は投入せず、生ごみを熱風で乾燥し減量させる機器

お詫びと訂正

広報おおぐち2月号24ページに掲載の「まちの話題」における、「楽しみにしていたパン教室」の内容に誤りがありました。

正しくは次のとおりです。深くお詫びを申し上げるとともに、訂正させていただきます。

（誤） 大口北保育園
（正） 大口中保育園